

労働保険 + 雇用保険

労働保険

労働保険とは??

労働者がケガをした場合に、本人や家族を保護する労災保険と、失業した時の生活の安定をはかる雇用保険の2つの保険をあわせたものです。

1人でも従業員を雇用する事業所はすべて労働保険に加入しなければなりません。

事務組合に加入された事業主の特典

- ◎ 年1回払いが原則である保険料を金額に関係なく3回に分けて納付できます。
- ◎ 通常は加入できない事業主、家族従事者も労災保険に特別加入できます。
- ◎ 各事業主の事務処理が軽減されます。



加入手続きは今すぐ

須磨民商へ